平成２４年（フ）第２９１号
埼玉県深谷市緑ケ丘11番38号　関根ホームズＢ号棟、旧住所埼玉県深谷市大字田谷122番地３　サンハイツ蘭Ｂ―101号
債務者　大塚　照子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２９３号
埼玉県東松山市石橋2116　ＨＯＴＥＬ　ＰＡＲＫ　ＩＮＮ内、住民票上の住所埼玉県北本市西高尾５丁目23番地
債務者　春日　伸一
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４５６号
千葉県八千代市八千代台北17丁目16番17号ジュネス鈴木112号、申立時の住所千葉市花見川区作新台３丁目９番21号
債務者　栗原　勝男
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５７号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区１棟502号、申立時の住所千葉市花見川区作新台３丁目９番21号
債務者　栗原　誠子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３０号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番４棟505号
債務者　今井　　勲
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９４号
千葉市緑区あすみが丘９丁目52番地１
債務者　山川　和美
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１２号
相模原市緑区東橋本２丁目25番10―１号
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２９２号
相模原市中央区上溝1864番地１　パンプトンコート105
債務者　清田　正夫
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１７号
新潟県佐渡市畑野779番地４
債務者　本間いづみ
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第８２号
岐阜県中津川市中津川2364番地の435　メゾン・ドゥ・ブラウニーＡ―102号
債務者　石黒　正人
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８３号
岐阜県中津川市中津川2364番地の435　メゾン・ドゥ・ブラウニーＡ―102号
債務者　石黒　初恵
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６４６号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目23―８　ボヌールⅡ103号、住民票上の住所大阪府羽曳野市恵我之荘１丁目11番16号
債務者　玉井こと　樋口　綾子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４９号
堺市西区草部1009番地　10棟105号
債務者　和田　正弘
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目32番７号大迫ＡＰ201号
債務者　山之内公一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５１号
北海道砂川市空知太西１条３丁目２番19号
債務者　大河原孝幸
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
北海道室蘭市高砂町３丁目２番12号　ホワイトハウス、前住所北海道登別市美園町４丁目９番地４
債務者　佐々木直人
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
北海道登別市美園町２丁目５番地13　矢野アパート101
債務者　櫻井　貞良
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係